

人間中心主義批判は可能か? : 環境倫理学の哲学的 ディスコース

岡本, 裕一郎
東和大学工学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1430800>

出版情報 : 哲学論文集. 33, pp.99-118, 1997-09-25. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

人間中心主義批判は可能か？

—— 環境倫理学の哲学的ディスコース ——

岡 本 裕 一 朗

現在、地球的な規模で環境が破壊されつつあり、自然環境はいわば危機に瀕している。このことは、今日疑いようのない事実として、広く受け入れられている。また、「地球環境」問題が、人類にとって緊急かつ重大な問題であることは、恐らくだれも否定しないだろう。環境保護のために世界的な会議が開催され、条約が提起されている。また、環境保護運動が各地で展開され、大きな広がりを見せている。

こうした状況を背景として、七〇年代にアメリカを中心として環境「倫理学」が形成されてきた。というのは、地球環境問題の基礎には、倫理的な原則が大きくかかわっているからである。「我々人間は、自然環境に対して、どのように行為して『よい』のか、どのように行為しては『悪い』のか。もしかしたら、この『悪い』行為原則に基づき、人間が自然環境に対してきたために、今日の環境破壊は引き起こされたのではないか。そうであれば、我々は自然環境に対するより『よい』倫理原則を構築する必要があるのではないか。」かくして、新たな倫理学が環境倫理学として提唱されるのである。

環境倫理学は、その後、生命倫理学と共に「応用倫理学」の一部門として、確固とした地位を築いている。具体的に現実

的な諸問題に対応できる倫理学として、環境倫理学は現代世界において不可欠になっているのである。地球環境問題がきわめて深刻であるが故に、環境倫理学に課せられた役割は甚大である。では、環境倫理学はそうした役割を十分果たしているのだろうか。地球環境の危機に対して、環境倫理学はより『よい』倫理原則を提示できているのだろうか。環境倫理学は従来とは異なる、より説得的な「新たな倫理学」を提唱できているのだろうか。

しかし、そもそも我々は「新たな倫理学」を必要とするのだろうか。従来の倫理学の適用範囲を拡大することではダメなのだろうか。今までの倫理原則を環境問題にまで応用することでは、何故いけないのだろうか。一体、環境倫理学はどんな倫理学を提唱し、またその主張は果たして妥当なのか。環境倫理学が確かな地位を得た今日、我々はむしろ基本的な論点に遡って改めて検討する必要があるように思われる。

我々が本稿で追求したいのは、環境倫理学の具体的な政策や主張ではない。むしろ、環境倫理学の原則的な視点や判断が果たして妥当かどうか、を考察したいと思う。環境倫理学が「新たな倫理学」として打ち出されるとき、その根本的な論点が説得的かどうかを検討したのである。環境倫理学の原理的な問題を討究し、その哲学的な身分を洗い出したい。その意味で、本稿は環境倫理学の「哲学的」ディスコースである。

本稿は、あくまでも環境倫理学の展開を前提しており、その成果を検討するものである。ここでの試みは環境倫理学との対話であって、外在的な視点から環境倫理学を推断しない。我々が目指すのは、環境倫理学との論談（ディスコース）なのである。本稿が環境倫理学の哲学的「ディスコース」と呼ばれるゆえんである。環境倫理学と対話し、その基本概念や原理的判断を検討すること、これが本稿のねらいである。

我々はこちらであらかじめ、全体の展開を予描しておきたい。(1) 環境倫理学は従来の倫理学を全体として「人間中心主義的倫理学」と規定し、それに対置して「新たな倫理学」の必要性を力説する。そこで、その意味を明らかにすることから、ディスコースは始まる。(2) 「人間中心主義」批判の典型的な形態として、シンガールの「動物の解放」論がある。シンガール

は「種差別主義」というタームを広く流布させ、「人間中心主義」に対してラディカルな反論を展開したが、彼の議論は果たしていかに評価すべきだろうか。(3)「動物の解放」論の検討に基づいて、道徳的共同体の範囲はどこか、が改めて問われる。しかし、この区別は道徳的行為の主体とその対象との区別を、曖昧なままで議論していたように思われる。しかし、この区別は道徳的行為を考慮するとき、決定的なのである。(4)その区別を成果として、道徳的に考慮すべき対象は何か、が問われ直される。動物・植物・全自然に即して、道徳的な行為のあり方が検討されなければならないが、それは「人間中心主義」を果たして脱することが出来るのだろうか。(5)こうした議論を通して、そもそも「人間中心主義」でどこが悪いのか、が問いとして立てられる。我々は、道徳的行為の主体としても、またその客体としても、「人間中心主義」の外に立つことなど不可能ではないか。むしろ、「人間中心主義」のもとで、環境的自然との豊かな関係を模索していく他ないだろう。

(1) 人間中心主義批判

環境倫理学の最も基本的な主張は何だろうか。言うまでもなく、環境倫理学といっても、取り扱う対象やアプローチの仕方は様々であり、一括して特徴づけることは容易ではない。しかし、それが今までの倫理学とは異なる「新たな倫理学」として自らを位置づけるとき、基本的な論点や図式が存している。例えば、ロルストンによれば、「人間的ないし人類的な倫理学」か「惑星のないしエコシステムの倫理学」か、という対立が最も根本的な対立である。¹⁾

もちろん、すべての環境倫理学がこの対立を想定しているわけではないし、「エコシステム」を中心に据えるわけでもない。しかし、環境倫理学の基本路線として、従来の倫理学を「人間中心主義的倫理学」と理解し、それを批判するというスタンスはほぼ共通であるように思われる。²⁾ この「人間中心主義的倫理学」に対して何を対置させるかによって、環境倫理学の

諸派が分かれると言うこともできるだろう。しかし、従来の倫理学を「人間中心主義的倫理学」と捉えることは一体何を意味しているのだろうか。また、その批判は果たして妥当なのだろうか。そこで、従来の倫理学の場面を簡単に確認することから、我々の議論を始めよう。

確かに、従来、倫理学が考察してきたのは「人間」ないし「人格(Person)」であることは否定できない。ここで「関係」という概念を使つてまとめると、倫理学の問題は(1)他者との関係において、また(2)自己との関係において、人間の行為や存在様式を解明することであろう。ここに更に、(3)神という人格との関係を付け加えてもいい。いずれにしろ、「人間の学としての倫理学」を取り立てて唱道するかどうかにかかわらず、倫理学は自己・他者・神という人格に対する人間の行為や心を究明するものであろう。(1)

ここには、倫理学の問題として、例えば動物や植物、あるいは自然的な環境に対する関係は、それ自体としては考慮の外に置かれている。つまり、他者や自己に対する義務は論及されていても、動物や植物に対する義務はせいぜい人格との関係においてしか言及されてこなかったのである。我々が自然環境に対して何を行つてよく、何を為すべきではないか、倫理学は人間との関係抜きに解明することはないのである。従来の倫理学では、人間や人格以外のものにそれ自体としてどう関係すべきか、について明確な規定や指令が見出せないのである。レオポルドを援用すれば、「人間と土地、および土地に依存して生きている動植物との関係を律するような倫理」は存在していないわけである。(2)

しかし、問題はこうした従来の倫理学が果たして「人間中心主義的」かどうかであろう。こうしたレッテルには、明らかに非難の論調が明確に表現されている。すなわち、「エゴイズム」ないし「排外主義」という意味が込められているのである。あるいは、「差別主義」と言つてもいいかもしれない。「人間中心主義」とは「人間エゴイズム」であり、人間以外のものを排除し、差別することである。従来の倫理学が「人間中心主義的」であるとは、人間以外のものが倫理的考慮の対象に値しないことであり、我々は人間に対してのみ倫理的に配慮すればよい、というわけである。また、動植物、自然環境は、人間

の利益のためだけに存在し、いわば人間の道具としてのみ考慮される、ということになるだろう。しかしながら、従来の倫理学は本当にこうした「人間中心主義的」倫理学であつたのだろうか。それを検討するために、我々は環境倫理学の一つの展開を確認しておこう。

(2) 「動物の解放」論と「種差別主義」批判

従来の倫理学を人間中心主義的倫理学として規定し、それに対して環境倫理学を対置させる、という構図は果たして妥当だろうか。我々はこの構図を検討することになしよう。

さて、人間中心主義的倫理学に環境倫理学が対置される時、我々は基本的に三つの領域を区別できるだろう。一つは動物の領域であり、二つ目は植物をも含めた全生命体であり、更に第三に川や山など生命をもたない全自然環境である。一口に環境倫理学と言っても、どの領域を中心に議論するかによって論点も大きく変わってくるだろう。ここでは、この三つの領域の展開について、基本的な論点を確認しておきたい。

しかし、予め注意しておくことは、歴史的な議論の展開から言えば、動物から生命を通して全自然へ、という順序にはなっていないことである。例えば、「土地倫理」を唱え、自然環境保護を力説したレオポルドの書物は、「動物の解放」を主張したシンガールの議論よりも遙かに先立っており、またシュバイツァーの「生命の尊厳」論もまたシンガーより先立っている。^①それ故、環境倫理学が、歴史的には、「動物から生命を通して全自然へ」という仕方で開催されたわけではない。しかし、現在、我々が環境倫理学の展開を事柄に即して考察すると、第一に動物、第二に全生命体、第三に全自然環境に従って理解すべきだろう。こうすれば、人間中心主義に對置された範囲が、次第に広がっていくのである。では、このような展開を考えると、その基本的論点は何か。我々は具体的に考察していこう。

この展開の基本的論点を取り出すために、我々はここで「動物の解放」論を唱えたシンガールの議論を主題化した。というのも、シンガールの議論は「動物の権利に関する最も好評を博した唯一のもの」であり、とりわけシンガール以後、「種差別主義 (speciesism)」という術語が環境倫理学において頻繁に使われ、人間中心主義と等価のものになっているからである。^⑤ ある意味で、シンガールの「種差別主義」批判のやり方は、それ以外の環境倫理学の典型的な主張の一つを示していると言っているだろう。そこで、シンガールの議論を押し返しておけば、若干の変更を行ってそれ以外の議論にも対処できるはずである。では、シンガールの「種差別主義」批判とはいかなるものだろうか。

シンガールは、「女性の解放、黒人の解放、同性愛者の解放等々」様々な解放運動について述べた後で、次のように言う。「解放運動は我々の道徳的地平の拡大を要求し、その結果、以前は自然で不可避のものだと思われていた習慣が今では許し難いものだと見なされるようになるのである。」^⑥ 人種差別的な偏見に捕らわれている人にとっては、黒人が白人と同等の権利を持つているなどは全く考えられなかった。しかし、今ではこうした差別的な偏見は許し難いものである。

こうした解放運動の延長上に、シンガールは「動物の解放」を構想する。コーベットの主張に同意しつつ、シンガールは彼の論文を引用する。「我々は今や、自由・平等・友愛という偉大な原則を動物の生命にまで拡張する必要がある。動物の奴隷制を、人間の奴隷制とともに過去に葬り去ろうではないか。」^⑦ すなわち、解放運動を動物にまで広げ、人間と動物の平等を達成しよう、というわけである。以前は、動物が人間と同等の権利を有するなどとは誰も思わなかった。しかし、シンガールによれば、それは差別的な偏見であって、今では許し難い偏見なのである。

動物に対するこのような差別的な偏見を、シンガールはライダーの術語を使って「種差別主義」と呼んでいる。^⑧ つまり、「人類」という我々自身の種のメンバーにはしてはならないことでも、他の種のメンバーには許されている、という考え」である。それは、「人種差別主義 (racism)」との類似」を明確に示している、と言われる。人種による差別が何の根拠もないように、種による差別は許し難いものなのである。人間と他の動物はたとえ種においては異なっている、動物と

いう類においては平等なのである。人間もまた動物という類の一つの種にすぎず、その種だけを特別に優遇する理由はない。こう、シンガーは主張する。我々人間は、「人間の利益のために人間以外の他の動物」を殺し、実験し、食べ続けている。一言で言えば、人間は他の動物を「搾取」し続けているのである、ということになるだろう。

それでは、シンガーの「種差別主義」批判を、我々はいかに評価したらよいのだろうか。何よりも注意すべき事は、シンガーが全ての動物の平等主義を主張しているわけではない、ということである。彼は、あらゆる区別・差別に反対しているのではなく、現在とは異なる区別・差別の様式を提案しているだけである。すなわち、境界の新たな線引きの問題を論じているのである。シンガーが動物と植物を区別するのは言うまでもないとしても、更に動物の内部でも区別を設定するのである。その際、シンガーが依拠するのが、ペンサムの基準（「苦痛を感じる能力」）である。⁽⁹⁾ 苦痛を感じる事が出来る動物に、苦痛を与えることは「道徳的に正当化」されない。シンガー自身具体的な線引きでは揺れているが、哺乳類や鳥類にこうした能力があることは疑えない。⁽¹⁰⁾ しかし、昆虫に関して恐らく否定的であるだろう。また、シンガーは人間の幼児を、成長した猿や猫やネズミと比較し、「それらよりも優れた特性」などもっていない、と言う。⁽¹¹⁾

しかし、こうしたシンガーの議論はそれ自身新たな差別主義を導入しただけではないだろうか。動物の中に区別を設定し、「苦痛を感じる事が出来る種」と「苦痛を感じる事が出来ない種」に分け、一方に許される行為でも他方には許されないとすれば、「種差別主義」とどこが違うというのだろうか。自分たちが「苦痛を感じる事が出来る種」にただ属しているというだけで、その種を優遇しているだけではないだろうか。少なくとも、「種差別主義」批判という仕方では、その批判そのものが自己自身に返って来るように思われる。

もっとも、我々が本来問題にしたいのは「種差別主義」の自己破綻ではない。むしろここで考察したいのは、動物を「道徳的に考慮する」と言うときの意味である。そもそも、我々は、「動物の解放」にまで「道徳の地平」を拡張することが出来るのだろうか。それは逆に、道徳の概念の曖昧化になるのではないだろうか。我々は、シンガーの議論の最初に立ち返って

もう一度論点を確認しよう。

(3) 道徳的共同体の範囲はどこか？

シンガーは「動物の解放」を「黒人解放・女性解放・同性愛者の解放」の延長線上で考えている。こうした思考様式は、シンガーだけでなく、「人間中心主義的倫理学」の批判を行う人々に共通してみられる。しかし、果たして「黒人解放」は「動物の解放」に一直線に繋がっていくのだろうか。むしろ、ここには重大な見落としがあるのではないだろうか。とりわけ、「道徳的な行為」を考えるとき、この過誤は決定的であるように思われる。

我々が何よりも確認すべき点は次のことである。すなわち、「解放」以後において差別者と被差別者が同等の権利を有することになるが、「動物の解放」以外のものでは一つのことが決定的である。すなわち、両者が同等の立場で相互に承認しあうことができる、ということである。人種差別が撤廃された後では、黒人と白人は同等の権利を有するものとして相互に承認しあうことができるのである。それに対して、動物の解放はどうかであろうか。人間と動物が相互に承認しあう、というのは悪い冗談とは思えない。動物が人間を承認する、ということが果たして意味をなすであろうか。

この論点をもっと鮮明に出すために、道徳的な行為主体 (agent) という概念を使うことにしよう。^① これまでの解放運動(黒人解放・女性解放・同性愛者の解放)では、差別者と被差別者が同じ人間として相互に承認しあう、ということが含まれている。共に同等の行為主体であつて、両者において対称性が成立するのである。我々は、両者を共に道徳的な行為主体として理解することが出来る。一方のものが他方に対してなすべきでないことは、他方もまた一方に対してなしてはならない。両者は、共に同じ道徳的な行為主体として共通の道徳原則に従うのである。

しかし、動物はこうした意味で道徳的な行為主体として理解することが出来るだろうか。我々は、犬や猫に人間を承認し、

道德原則に従うように要求するであろうか。否であろう。人間以外の動物を道德的な行為主体として含めることは、その概念の意味内容を変更するのだから不可能なのである。「動物の解放」は、我々人間が他の動物に対していかなる行為をなすかの道德的考慮を要求する。しかし、動物たちが、人間に対してどんな道德的行為をなすべきかは問題にはならない。動物たちを道德的な行為主体と考えるなどは、いかなる動物の解放論者も主張しない。

こうしたことから考えると、人種差別や性差別に対する解放運動と、動物の解放運動は決定的にレベルを異にしていると云わなければならない。たとえ、動物の解放が成就されても、人間と動物が相互に承認しあうということは成立しないし、また動物を人間と同等の道德的な行為主体と見なすこともできないのである。道德的な行為主体の共同体の中には、動物は決して参入することが出来ないのである。それに対して、例えば性による差別が撤廃されると、男性も女性も共に同じ道德的な行為主体なのである。

動物は、人間にとってあくまでも「それに対して道德的行為が及ぼされる対象」(patient)であって、決して道德的な行為主体(agent)にはなり得ない。それは、どんな環境倫理学も認める前提であろう。未だかつて、動物は道德的に何をなすべきか、が真剣に問われたことがあるだろうか。今まで繰り返し問われてきたのは、人間が動物をいかに道德的に取り扱うか、なのである。人間と動物の間には、決定的な非対称性が存しているのである。人間と動物の間には、相互に承認しあう関係は成立しないのである。或る意味で、人間の一方的な義務のみが力説されるといってもよいであろう。

人間は道德的な行為主体であり、動物はその行為がなされる対象である。この場合、立場の逆転(対称性)は不可能である。それ故、環境倫理学は行為主体である人間に対して、道德的な義務を課するのである。そこで環境倫理学の問題は、どの範囲の対象(patient)にまで、人間は道德的な行為をなすべきか、ということであろう。このとき、道德的な行為主体として動物や全自然が含まれることはないのである。道德的な行為主体の共同体は、いわば人間中心主義的であって、この点に関して非難すべき理由はないであろう。もっとも、ここに「種差別主義的」表現が感じられるというのであれば、「人間」と言

う代わりに「人格(Person)」と表現してもいい。すなわち、道徳的な行為主体の共同体は、人格の共同体であって、この共同体には相互に承認しあうことが出来ない動物や自然は当然含まれないのである。

そして、従来の倫理学が追求してきた問題が、実はこうした道徳的な主体の共同体に関してであったことは、恐らく異論がないであろう。例えば、カントの道徳論がこうした道徳的な人格の行為主体の共同体を構想していることは、明らかだろう。従来の倫理学が人間中心主義的である、というのは道徳的行為主体をどう理解するか、に基づくのである。しかし、この点ではほとんどの環境倫理学者が同意せざるを得ないのではないだろうか。現代の環境倫理学者といえども、道徳的な行為主体として動物や山・川などの全自然を考えることはほとんどしなれないと思われるからである。

さて、シンガールの議論に立ち戻ってまとめるとしよう。シンガールの議論の根本的な発想は、従来の様々な解放運動の延長線上に「動物の解放」を位置づけることである。解放運動は、人間の範囲でとどまるべきではなく、動物の領域に拡大されるべきだ、というものであった。もし、それを人間の範囲で停止すれば、「種差別主義」の批判を受けざるを得ない、というものである。しかし、この議論は、従来の解放運動の本質を基本的に誤解しているのである。従来の解放運動は、行為主体の共同体の範囲をどのように拡大するか、というものである。差別が撤廃された暁には、差別者と被差別者は相互に承認しあうことが出来、同じ道徳的な行為主体として対称性が成立するのである。

ところが、「動物の解放」は決してこうした解放ではない。シンガーが想定しているのは、行為主体としての動物ではなく、人間の行為によって作用を及ぼされる対象としての動物であり、人間が道徳的に取り扱うべき対象としての動物である。すなわち、人間が行為する場合、道徳的に配慮されるべき対象はどの範囲か、ということである。道徳的な行為の主体かそれとも客体か、という点で従来の解放運動とは全くレベルが異なっているのである。言い換えると、従来とは質的に異なる解放運動であって、我々はこの相違に注意すべきなのである。

しかも、道徳的な行為主体の共同体は人間中心主義的である。このことは、シンガーといえども是認するはずである。相

互に承認しあうことが出来るのは、人間と人間の間においてであり、あるいは人格どうしの関係においてである。この点に
関して、環境倫理学が従来の倫理学を人間中心主義的倫理学として批判することは見当違いなのである。この論点は、環境
倫理学も認める共通の前提であるだろう。

(4) 道徳的に考慮すべき対象は何か。

道徳的な行為主体の共同体という点では、環境倫理学もまた人間中心主義的であらざるをえない。とすれば、環境倫理学
が人間中心主義を批判するのは、いかなる点においてなのか。ここで、環境倫理学の論点を今までの議論を参考に再構成し
てみよう。

環境倫理学のポイントは、人間が行為する際、道徳的に配慮すべき対象は何か、という論点に集約する事が出来るだろう。
従来の倫理学は、この対象をホモ・サピエンス(ヒト)という種にのみ限定してきた。これは典型的な「種差別主義」であ
り、道徳的にはいかなる正当化も不可能だ、というものである。要するに、人間が行為する際、道徳的に配慮すべき対象の
範囲をもっと広げ、「種差別主義」を撤廃して動物や植物、さらには山や川など全自然環境にまで道徳的に配慮して行為せよ、
ということである。この配慮すべき対象の範囲をどう規定するかで、環境倫理学の諸派が分かれるのである。では、我々人
間が行為主体として配慮すべき対象は一体何であろうか。人間中心主義に陥らないためには、どんな対象にまで等しく配慮
すべきであろうか。

即座に考えられるのは、(一) 動物 (二) 動物・植物をも含めた全生物 (三) 山・川など生命を持たないものも含む
全自然環境 という区分であろう。しかし、環境倫理学では、そうした区分には必ずしもなっていない。むしろ、動物を二
つに区分し「意識を持ち、苦痛を感じる事が出来るもの」とそうでないものに分けるのが一般的である。これは、言うま

でもなくペンサムの伝統に従うものであり、シンガーの議論の前提でもある。そこで、次のような区分が出来上がる。(一)意識を持ち、苦痛を感じることが出来る動物 (二)動物・植物を含む全生物 (三)生物・非生物を含めた全自然という区分である。どの範囲にまで道徳的に配慮すべきかによって、議論が大きく分かれている。

まず、(一)の範囲を主張する代表者は、既に考察したシンガーである。(二)の範囲を唱える代表者として、シュバイツァーを挙げることが出来る。彼の「生命の尊厳」論は、生命倫理学でもしばしば論及される。⁽¹³⁾ (三)の代表者は「土地の倫理」を力説し自然保護を実践したレオポルドであろう。⁽¹⁴⁾あるいは、「木」を法廷に立たせ、自然の「権利」を訴えるストーンもまたその代表である。⁽¹⁵⁾ こうした様々な範囲の相違はあるにしても、それらには共通の意向がある。それは、人間が行う際に際して道徳的に配慮すべき対象の範囲は、人間(ヒトという種)にのみ限定されるべきではない、ということである。「人間中心主義」からの解放が共通のテーマなのである。それでは、そうした意向は果たして妥当なのだろうか。人間中心主義からの解放は説得的な論拠があるのだろうか。

(一)の「意識を持ち、苦痛を感じることが出来る動物」はどうであろうか。この規定によれば、或る状態の人間はこの範囲から外されるであろう。例えば、受精卵や胎児、あるいは植物人間などは、この範囲に入らないかもしれない。その意味では、この規定は人間中心主義から免れているかもしれない。或る状態の人間には道徳的に配慮する必要がなく、逆にチンパンジーや犬・猫には道徳的に配慮すべきだからである。しかし、「意識を持ち、苦痛を感じることが出来るかどうか」をどうやって確認するかの哲学的な議論は度外視しても、やはりこの規定は説得的ではないと思う。この規定は、結局新たな「種差別主義」を導入しただけに過ぎないのではないだろうか。人間中心主義という種差別主義に反対しながら、「意識を持ち、苦痛を感じる事が出来る能力」というきわめて人間的な特質を中心に据えるからである。言い換えると、人間(ヒト)に近い仲間を集め、その集団をそれ以外のものから区別し、それだけに道徳的な配慮を加える、というだけに過ぎないだろう。なぜ、人間に近い仲間を集めなければならないのだろうか。なぜ、「意識を持ち、苦痛を感じることが出来る動物」にだけ道

徳的に配慮すべきなのだろうか。これは、間違ひなく「種差別主義」なのである。動物の中に区別を設定し、一方の集団にのみ道徳的な配慮を加える必要があるというのだから、これもまた「種差別主義」の一つであろう。もつとも、これは生物学的な「種」ではないので、むしろ「クラス差別主義」と呼んだ方がいいかもしれない。¹⁷⁾

注意しておきたいのは、我々が「種差別主義」という批判の正当性をアプリアリに前提しているのではない、ということである。むしろ逆である。シンガーを始め、(一)の多くの論者たちが、「種差別主義」の批判に基づいて、「意識を持ち、苦痛を感じる事が出来る動物」にまで道徳的に配慮すべきだ、と主張するからである。ところが、この主張は自己言及的に論駁される、というわけなのである。この主張そのものが、実は「種差別主義」(「クラス差別主義」)に他ならないのであって、自己論駁することなく自己主張することが出来ないのである。「ヒト」という種に道徳的配慮を限定することがきわめて恣意的であるとすれば、「意識を持ち、苦痛を感じる事が出来る動物」の集合に道徳的配慮を限定することもやはり恣意的であろう。この二つは、原理的には違ひはないのである。

それでは、(二)はどうであろうか。動物だけでなく、植物をも含めた全ての生命あるものに等しく道徳的に配慮をすべきだ、という主張は果たして説得的だろうか。この主張の根底には、生命はそれ自体で崇高である、という「生命の尊厳」論が存している。動物であれ、植物であれ、いかなる生命もそれ自体で尊重されるべきであつて、我々は全生物の生命を奪うことは許されない、というわけである。「人間が本当に道徳的であり得るのは、全ての生命を援助し、生命あるどんなものも傷つけようとしぬ場合だけである。(――)人間にとつて、生命はそれ自体で神聖である。人間は木から葉を切り取らず、花を引き抜かず、昆虫を押しつぶさないように注意する。」¹⁸⁾このようにシユバイツァーは書いている。こうした生命の尊厳論は、確かに人間中心主義からは遠く離れているように思われる。いかなる生命も平等であつて、その内のどれかを優遇するということは意図されていないからである。しかし、この主張は果たして説得的なのだろうか。

この主張は一見したところ、いかなる区別をも認めていないように思われる。道徳的に行為する際、全ての生命に差異を

設定しないからである。しかし、注意して考えれば、この主張がやはり差異を設定していることに気づくはずである。それは、生命あるものと生命なきものとの差異であり、無生物に対して生物を特権的に重視することである。すなわち、その主張は「生命中心主義」と呼ぶことが出来るだろう。我々人間は、生物に対しては道德的に配慮して行為すべきであるが、無生物に対してはそうした配慮は必要ないわけである。しかし、どうして人間は生物に対してのみ道德的に配慮すべきなのだろうか。ここには、再び「クラス差別主義」が潜んでいるのではないだろうか。人間の仲間たち（生物）だけに道德的な配慮をすることではないだろうか。いずれにしろ、ここには「――中心主義」が存していることは間違いないだろう。しかし、それを正当化する論拠は自分たちがそのメンバーであるという以外に、一体どこにあるだろうか。生命はどうしてそれ自体で神聖だと言えるのだろうか。生命のないものがそれ自体では神聖でないとは何故言えるのか。一方で生命の中で恣意的な區別を設定することに反対しながら、他方で生命あるものと生命なきものという新たな恣意的區別を設定することになるのである。

さらに、この「生命中心主義」は全ての生命を平等な仕方で道德的に配慮する、という指令によって、全く不可能なことを我々人間に要求することになる。我々人間は、動物も、植物も食べることなしには生存することが不可能である。「動物の解放」論者であれば菜食主義の道があるが、「生命の尊厳」論者であれば菜食もまた不可能になる。こんな事が現実で可能であろうか。また、人間に対して様々な害悪をもたらす生物に対して、我々は一体どんな態度をとればよいのであろうか。日本脳炎を媒介する蚊の発生を、我々は傍観すべきだろうか。重大な病気を引き起こすウイルスや細菌を殺すことは、道德的に許されないのだろうか。これらは、あくまでも人間の利益に基づいて考慮されるべきものではないだろうか。もし、人間の利益という点を除外し、生命平等主義に立つとすれば、病気を治療することも予防することも出来ないに違いない。こんなことを、マジで主張できるのだろうか。生命の尊厳という理想は美しくはあるかもしれないが、きわめて現実性に乏しいようだ。

最後に(三)生物・無生物をも含めた全自然環境への道徳的配慮、という主張はどうであろうか。或る意味では、「種差別主義」ないし「人間中心主義」に対する徹底的な批判は、この主張であろう。この主張は、「土地の倫理」を唱えたレオポルドが明確に表現している。⁽¹⁹⁾すなわち、自然を部分的に保護するのか、それとも全体として保護するのか、ということである。言うまでもなく、レオポルドは自然の中にかなる区別をも設定せず、自然を全体として保護することを力説する。彼は、「倫理学を人間の環境にまで拡張」し、次のように述べている。「土地倫理は、共同体という概念の限界を、土壌・水・植物・動物・あるいは集合的に土地へと拡張する。――ホモ・サピエンスの役割を土地共同体の征服者から、平会員・市民へと変える。土地倫理には、仲間の会員に対する尊敬と共同体そのものへの尊敬が含まれる。」⁽²⁰⁾ここには、どんな「中心主義」も「――差別主義」もないのである。自然全体が等しく平等であつて、その内の何か一部分を優先させることはないのである。しかし、このことは具体的に何を意味しているのだろうか。

これは、自然環境に対して人間が一切手を加えてはならない、ということであろうか。しかし、こんなことは人間がこの地上から消滅するのでない限り、とても可能ではないだろう。それでは、人間が出来るだけ自然に対して手を加えることを差し控える、ということだろうか。それとも、今ある自然環境をそっくりそのまま残していくことなのだろうか。あるいは、自然環境を現在よりもつとよいものに改変していくことだろうか。しかし、それはどんな基準で、どのようになされるべきだろうか。よい自然環境とは、そもそもいかなるものだろうか。

そこで登場するのが、「エコシステム(生態系)」という概念である。それに従えば、人間が自然環境に対していかに道徳的に配慮するかを考えると、準拠すべきは地球のエコシステムなのである。生態系に従つて、人間は自然環境を保護すべきだ、というわけである。しかし、注意すべきは「エコシステム」という概念は一つの事実的な概念であつて、そこから道徳的な義務が導出できるものではない。生態系という概念は道徳的にはニュートラルな概念であつて、「生態系を守るべきだ」という価値判断は決して生じない。もし、それを主張するとすれば、典型的な自然主義的誤謬に陥つてしまうであろう。例

えば、自然をホメオスタティックな体系として捉えるロルストンは次のように述べている。「『である』から『よい』への移行、さらに『すべきである』への移行は価値評価的な移行であるが、必然的には遂行されない。」²¹ 一方でこのように認めつつ、他方でロルストンは価値と事実の融合を語るのであるが、その理由は全く不明確である。自然が生態系をなす、という事実からは生態系を保護すべきだ、という道徳的判断は必然的には生じないはずである。

そもそも、生態系という概念自体が問題である。確認すべきであるのは、生態系はどの時点においても事実的には常に成立しているのであって、「生態系」は本来守られるべきものではないのである。問題は、どの生態系を守るかであって、生態系一般を守ることではない。たとえ現在の生態系が崩れても、次には新たな生態系が成立しているのである。例えば、かつて地球上で恐竜が生活していた生態系があった。しかし、現在そうした生態系は消滅しているが、別の生態系が成立している。生態系一般が消滅するわけではない。それ故、問われるべきはどんな生態系が道徳的に望ましいか、ということであろう。しかし、言うまでもなくこれに対する答えは、生態系からは決して出てこないものである。三〇〇年前の生態系と、現在の生態系は果たしてどちらが道徳的に望ましいものだろうか。これを決定する基準が、生態系そのものにあるとは決して思えないのである。はっきりと言えば、こうした「生態系中心主義」ではいかなる道徳的行為をも不可能になるだろう。もしそこから、道徳的な当為を導き出すとしたら、恐らくこっさり別の価値基準を持ち込んでいるために他ならないのである。

(5) 人間中心主義でどこが悪いのか？

我々はこれまで、「人間中心主義的倫理学」批判という論点に絞って、環境倫理学の議論を考察してきた。それでは、この考察を通して一体何が成果として獲得されたのだろうか。簡単に整理しておきたい。

第一に、道徳的な行為主体 (agent) の共同体という意味で倫理学を構想するとき、この成員になるのは基本的に人間である、

ということである。もし、これに「種差別主義」的響きを感じるならば、人格と言い換えてもよい。行為主体として相互に承認しあうことが出来ること、あるいは立場の対称性が成立すること、これが道徳的な共同体の基本条件であるだろう。これは、例えばフラインバーグも「動物には義務遂行能力がない」ので、動物には「権利」が認められない、という仕方論及している。²² 道徳が問題になるのは、行為主体としての人間（人格）に関してであって、「人間がどんな行為をするのは、よい・悪い」かである。この意味では、倫理学はあくまでも「人間中心主義的倫理学」でなければならぬ。どんな行為をしてよく、どんな行為は悪いか、何をなすべきかなどが問題になるのは、人間においてだけである。シンガーが「動物の解放」論を唱道するとき、人種差別や女性解放の延長線上に「動物の解放」を位置づけるのは、ミスリーディングである。そういう解放は行為主体としての解放であって、動物の解放とは根本的に異なっているのである。解放された後では、基本的に立場の対称性が成立するのであって、相互に承認しあうことが出来るのである。「動物の解放」ではこのことは決して成立しない。

第二に、人間が行為する際、何を道徳的に配慮すべきか、つまり道徳的な行為の対象 (Patient) という点に関して、我々は「苦痛感受能力中心主義」・「生命中心主義」・「エコシステム中心主義」を区別した。人間中心主義に対立して提示される枠組みであるが、そのどれも論証的な説得力に欠けるように思われる。そもそも、我々は道徳的な行為の対象の範囲、という点に関して「人間中心主義」を捨てる必要があるのだろうか。これを考えるために、「人間中心主義」から最も遠い「エコシステム中心主義」を見つめることにしよう。

「エコシステム」に関して我々が得た成果は、「エコシステム」という事実からはいかなる道徳的な判断も生じないことであつた。また、問題は「エコシステム」一般ではなく、どんな「エコシステム」を守るかであつた。では、この保護の基準になるのは一体何であろうか。

例えば、「自然環境の美しさ」を語るひとがいるかもしれない。あるいは、「多様な生物種の存続」を求めるひともあるで

あろう。しかし、こうした基準はどれも「人間」を抜きには成立しないのである。「自然の美しさ」を保護すべきなのは、その美しさに感動する人間が存在するからである。また、「多様な生物種の存続」を保護すべきなのは、それを観察し楽しむ人間にとつてなのである。あるいは、そうした自然環境を保護することが、結局は人間の生存可能性に繋がるからである。ここから分かるのは、どんな「エコシステム」が望ましいかを考えるとき、自然の人間からの自立性を認めても、やはり人間にとつての自然が問題なのである。自然の過程で絶滅しかかっている生物種を、いわば人為的に救済するのはそれを雄弁に示すだろう。

我々が人間中心主義を脱すると言う場合、慎重でなければならぬ。それは自己欺瞞的な場合が多いのではないだろうか。一見したところ、人間中心主義の倫理学を批判しているながら、それ自身新たな人間中心主義を導入することがきわめて多いのである。しかし、そもそも「人間中心主義」は果たして一体どこが誤っているのだろうか。道德的主体の共同体を考える場合でも、あるいは道德的に配慮すべき対象を考える場合でも、常に「人間の倫理学」が問題ではないだろうか。我々は、「人間エゴイズム」とか「人間ショーヴィニズム」というレッテルで、従来倫理学を簡単に非難しないようにしよう。「人間の倫理学」はそれ自体では、決して自然環境の破壊を意図するわけではないのである。むしろ、「人間の立場」からのみ有効かつ有意義な環境論が可能ではないだろうか。

註

- (1) H.Rolston : Is There an Ecological Ethic? in : Ethics 85(1975), 103ff.
- (2) Cf. R.Elliott(ed.) : Environmental Ethics, (1995)
- (3) 従来倫理学の整理については、次のものを参照。

- W.K.Frankena:Ethics and Environment, in:Ethics and problems of 21st century, 3ff.
- (4) A.Leopold :A Sand Country Almanac,(1989) p.203.
- (5) A.Leopold :A Sand Country Almanac,(1949)
A.Schweitzer:Kultur und Ethik,(1923)
- (6) P.Singer:Animal Liberation,in: The New York Review of Books,(1973)
Cf.K.S.Shrader-Frechette (ed.):Environmental Ethics,p.101.
- (7) P.Singer:Animal Liberation,in: K.S.Shrader-Frechette (ed.):Environmental Ethics, p.103.
- (8) Ibid.,104.
- (9) Ibid.,106.
- (10) Cf.J.Bentham:The Principles of Morals and Legislation,Ch.17.
- (11) Cf.P.Singer:Practical Ethics(2nd ed.),P.70.
- (12) P.Singer:Animal Liberation,in: K.S.Shrader-Frechette (ed.):Environmental Ethics,p.109.
- (13) 道徳的行為の主体(agent)―客体(patient)という概念は、註(8)フランケンナの論文に負っている。尚、フランケンナ自身はウォーノックの次の論文から、受け取っている。
G.W.Warrock:The Object of Morality, p.148.
- (14) Cf.J.Glover:Causing Death and Saving Lives,p.39ff.
- (15) A.Leopold :A Sand Country Almanac,(1949)
- (16) Ch.Stone:Should Trees Have Standing?(1974)
- (17) 「トランス差別主義」について、次の論文を参照。RandV.Routley:Against the Inevitability of Human Chauvinism,in:Ethics and problems of 21st century, P.36ff.
- (18) A.Schweitzer: A.Schweitzer:Kultur und Ethik(1923),S.240.
- (19) レオポルドは自然保護のために自然に手を加えることを否定しない。単に「自然のままに放置する」ことを目指しているわけ

じはなう。

- (20) A.Leopold : A Sand Country Almanac (1989). p. 204.
- (21) H.Rolston's There an Ecological Ethic?, in: Ethics 85 (1975), 101f.
- (22) J.Feinberg: The Rights of Animals and Unborn Generations, in: W.T.Blackstone (ed): Philosophy and Environmental Crisis, 43ff. たなう' の問題は「権利」概念の再検討を必要とする。しかし、ここではそれを行うことは出来ない。

(昭和五九年度本学大学院博士課程修了・東和大学工学部助教授)